



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

# あいさん事務所便り

## サミット転倒裁判の控訴審 ～サミット側が逆転勝訴！

事務所便り（R3.1号）では、「事業者を震撼させる『サミット転倒裁判』」と題して、昨年12月8日に東京地裁で出された判決を紹介しました。

この裁判は、東京の大手スーパー「サミット」で、レジの前の床に落ちていたかぼちゃの天ぷらを踏んで転倒し、けがをしたとして、35歳男性が損害賠償を求めたもので、一審の東京地裁は、サミット側の安全配慮義務違反を認め、約58万円の支払いを命じました。

サミット側は判決を不服として控訴していたところ、控訴審の東京高裁（平田豊裁判長）は、8月4日、サミット側に安全配慮義務違反はなかったと認定し、第一審判決を取り消し、男性の請求を棄却しました。

## 安全配慮義務は分かりにくい ～一審と控訴審の認定の違いはどこか？

この逆転裁判は、単に、一審の東京地裁判事がトンデモ裁判官で、控訴審の東京高裁判事がまともな常識を持っていたというだけでは片付けられない問題を含んでいます。

法曹の間でも、控訴審がどちらに転ぶかは全く読めませんでした。これはひとえに、安全配慮義務の構造が分かりにくいことによります。

安全配慮義務違反となるポイントとしては、

「事業者が店舗内での事故発生の可能性を予想できたか？（予見可能性）」、「予見可能性があったとして、事業者がその事故を防ぐ義務を果たしていたか？（結果回避義務）」が問われます。

裁判例も、ハード面（床材・内装設備等）・ソフト面（清掃頻度、監視体制、混雑対策等）等、諸々の要素を総合的に考慮して、これら責任を判断しています。

第一審は、店内の転倒事故の約2割が野菜くずなど落下物を原因とした消費者庁の調査をふまえ、「事故は異例ではない。総菜を床に落とすことは容易に予想できた」と予見可能性を認めた上で、「レジ前の惣菜落下による転倒事故も念頭に、従業員の巡回等の安全確認を徹底すべきだった」として結果回避義務違反まで認めていました。

一方で、控訴審は、消費者庁が発出した店舗内の転倒事故防止を呼びかける文書でも、レジ付近の落下物による危険性は言及されていないとし、レジ前の通路に天ぷらを利用客が落とすことは想定し難いと述べました。

また、カボチャの天ぷらは約10センチ四方の大きさで、利用客から発見しやすい状態だったと指摘し、さらに事故発生前には落下物の苦情がなかったことを踏まえ、男性が事故を起こす直前に別の利用客が天ぷらを落とした可能性が高いと認めました。

すなわち、高裁判決は、惣菜の落下が通常想定し難いレジ付近であったこと、35歳男性から天ぷらが発見しやすかったこと、天ぷらの放置が短時間であったこと等から、サミット側の予

見可能性を否定し、従業員が巡回などで安全確認をする結果回避義務違反もなかったと結論づけたものです。

第一審に比べて、控訴審判決は緻密に予見可能性の認定を行っていると評価できます。控訴審がこのように緻密な認定ができた理由は、サミット側が店舗の管理記録を詳細に残しており、控訴審での主張立証に活かされたことによるでしょう。

### 新たな転倒裁判が ～サニーレタス転倒事件

サミット側としては、大逆転勝利を果たした結果ですが、カスタマーハラスメント、モンスタークレマーが増加している近年の状況を考えると、小売業者やサービス業者のみならず、あらゆる事業者がホッと一安心したことと思います。

ただし、同時期に新たな転倒裁判が現れました。これは7月28日の東京地裁判決で、スーパーの店内の野菜売り場で転倒し、左肘を骨折した63歳男性が、床が水浸しで放置されていたのが原因だとして損害賠償を求めた裁判です。品田幸男裁判長は、野菜売り場でサニーレタスの水が床に垂れたため転倒の危険が生じたとして、約2180万円の支払いを命じました。

判決は、サニーレタスは水で戻してから特設コーナーに並べられており、客がレタスを取る際に落ちた水が床に広がったとし、店側が床の清掃などの対応をした形跡がないとして、安全管理義務に違反したと判断しました。

判決は、水気を含むサニーレタスのある野菜売り場の床であったこと、高齢者等を含む一般利用者に床の水は発見しにくいこと等から、スーパー側の予見可能性を認定し、さらに、清掃や注意喚起等の対応もしていなかったことから、結果回避義務違反も認めたものといえます。スーパー側は「床がぬれていたとは考えがた

い」と反論しましたが、それを裏付ける具体的に詳細な立証ができなかったことから敗訴に至ったと考えられます。

### 「安全配慮義務は細部に宿る」 ～記録化の大切さ

サニーレタス裁判でも、スーパー側が安全配慮義務の履行を裏付ける記録を残しており、自身の主張を裏付ける具体的に詳細な立証ができたなら、結果は違うものになったかもしれません。

近年の裁判例では、事業者が安全配慮義務を尽くしたと認められるために必要なハードルは高くなっています。また、安全配慮義務違反となるかどうかの認定は、事実関係をいかに具体的に詳細に主張立証できたかという、薄皮一枚の材料で決まる部分もあります。

事業者においては、店舗や施設の安全管理に関して、合理的で相当な事故防止策の手続ルールを講じるとともに、それを記録化して良識が顕在化するよう努めることが必要不可欠です。

### ～当事務所よりひと言～

従業員や利用者に対する事業者の安全配慮義務については、しばしば、「記録化していると、かえって予見可能性を認定されやすくなりませんか？」と質問をされます。つまり、「記録化しているとトラブルに気付いていたと思われるのでは？」というお悩みです。

最近の裁判例の流れでいえば、「記録がないから仕方ない」として事業者が免責されることはありません。むしろ、事業者が不自然に記録を残していないと、その事実だけで不利益に評価されてしまうことが多いです。

記録がないと具体的に詳細な主張立証もできないので、「安全配慮義務は細部に宿る」の精神で、適正な記録化の視点も忘れないでいたいたいところです。